

## 1. 概要

小国地域の自家用有償旅客運送について、前回の登録から3年経過することから、更新登録を行うもの

## 2. 登録の内容

### (1) 名称、住所、代表者の氏名

名 称：特定非営利活動法人 MTNサポート  
 住 所：新潟県長岡市小国町法坂676番地  
 代表者の氏名：理事長 板屋 忠

### (2) 登録番号

北新過第3号

### (3) 自家用有償旅客運送の種別

公共交通空白地有償運送

### (4) 運送の区域

長岡市小国地域（次ページ運行ルート図のとおり）

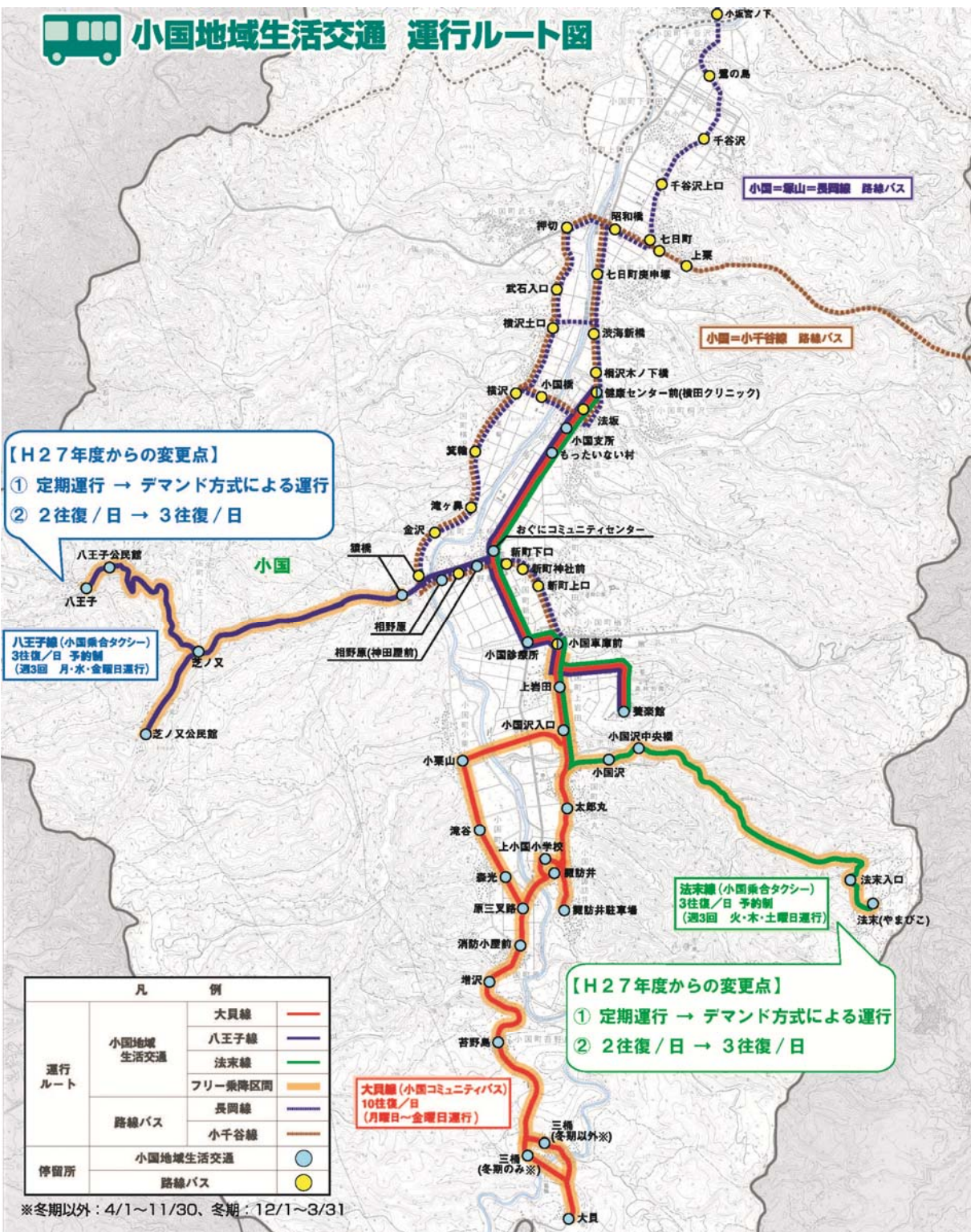
### (5) 旅客から收受する対価

- ・ 大人 : 200 円
- ・ 小学生 : 100 円
- ・ 未就学児 : 無料
- ・ 障がい者等 : 100 円（付添1名まで100円）
- ・ 回数券 : 100円券11枚つづり 1,000円
- ・ 定期券（大貝線のみ）

	往復
小学生	1ヶ月 4,000円
	3ヶ月 12,000円
	6ヶ月 24,000円
中学生	1ヶ月 8,000円
	3ヶ月 24,000円
	6ヶ月 48,000円

※片道の定期券の場合は上記運賃の半額

# 小国地域生活交通 運行ルート図



【H27年度からの変更点】  
 ① 定期運行 → デマンド方式による運行  
 ② 2往復/日 → 3往復/日

八王子線 (小国乗合タクシー)  
 3往復/日 予約制  
 (週3回 月・水・金曜日運行)

法末線 (小国乗合タクシー)  
 3往復/日 予約制  
 (週3回 火・木・土曜日運行)

大貝線 (小国コミュニティバス)  
 10往復/日  
 (月曜日～金曜日運行)

【H27年度からの変更点】  
 ① 定期運行 → デマンド方式による運行  
 ② 2往復/日 → 3往復/日

凡 例			
運行 ルート	小国地域生活交通	大貝線	— (赤)
		八王子線	— (紫)
		法末線	— (緑)
		フリー乗降区間	— (黄)
路線バス		長岡線	— (青)
		小千谷線	— (茶)
停留所	小国地域生活交通	● (青)	
	路線バス	● (黄)	

※冬期以外：4/1～11/30、冬期：12/1～3/31

平成29年2月 日

新潟県知事様

名 称 特定非営利活動法人MTNサポート  
 住 所 新潟県長岡市小国町法坂676番地  
 代表者の氏名 理事長 板屋 忠

## 自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

- 1 名称、住所、代表者の氏名  
 特定非営利活動法人 MTNサポート  
 長岡市小国町法坂 676 番地  
 理事長 板屋 忠
- 2 登録番号  
 北新過 第3号
- 3 自家用有償旅客運送の種別  
 公共交通空白地有償運送

## 4 運送の区域

運送の区域	備 考			
	起点	経由地	終点	キロ程
新潟県長岡市 小国地域	横田クリニック	－養楽館・小栗山・上小国小学校	－大 貝	15. 1
	横田クリニック	－養楽館・太郎丸・上小国小学校	－大 貝	13. 5
	横田クリニック	－養楽館・諏訪井駐車場・上小国小学校	－大 貝	14. 5
	大 貝	－上小国小学校・小栗山・養楽館	－横田クリニック	14. 8
	大 貝	－諏訪井駐車場・太郎丸・養楽館	－横田クリニック	13. 6

## 5 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
特定非営利活動法人 MTNサポート	新潟県長岡市小国町法坂676番地

## 6 公共交通空白地有償運送

事務所の名称	所有 区分	バス (乗車定員11人以上)	普通自動車 (乗車定員10人以下)	合計
特定非営利活動法人 MTNサポート	所有	1	1 ( )	2 ( )
	持込		( )	( )
	合計	1	1 ( )	2 ( )

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

## 福祉有償運送

事務所の名称	所有 区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
	所有	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	持込	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	合計	( )	( )	( )	( )	( )	( )

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

## 7 運送しようとする旅客の範囲

公共交通空白 地有償運送	当法人の会員（会員となる予定の者を含む）である以下の者 ①運行区域内に居住する者 ②運行区域内に勤務、または日常的に通う者
福祉 有償 運送	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
	ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
	ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
	ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

## 8 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 運営協議会において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 損害賠償措置
- (10) 運送しようとする旅客の名簿
- (11) 登録証